

○びわこ成蹊スポーツ大学公的研究費の運営及び管理に関する指針

平成19年11月12日制定

(目的)

第1条 この指針は、びわこ成蹊スポーツ大学(以下、「本学」という。)の研究活動に係る公的研究費(以下、「研究費」という。)の取扱いについて適正に運営及び管理するための体制を整備し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 研究費とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究資金等をいう。

(教職員の心得)

第3条 教職員は相互に、この指針に従い、研究費を適正に管理するとともに有効に活用し、研究を円滑に進める。

2 教職員は、国費を原資とする研究費による研究を国民の負託に応える責務と認識する。

3 教職員は、研究費を不正使用することは、国民の信頼を損なう行為であると強く認識する。

(責任と権限)

第4条 研究費を適正に運営及び管理するために、本学に最高管理責任者及び統括管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、本学全体を統括するとともに、適切なリーダーシップを発揮し、研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとして学長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本学全体を統括するとともに、研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つものとして事務局長をもって充てる。

(不正使用の防止)

第5条 研究費の不正使用を防止するため、不正防止計画を策定する。

(防止計画推進部署)

第6条 前条における不正防止計画策定のため、防止計画推進部署を設置する。

2 防止計画推進部署は、研究費の運営及び管理の実態を把握、検証し、不正発生要因に対する改善策を講ずる。

(窓口の設置)

第7条 本学に、研究費に係るルール及び事務処理手続きに関する学内外からの問合せ及び相談の窓口を設置する。

(事務取扱)

第8条 研究費の事務取扱いについては、大阪成蹊学園経理規程を準用する。

(雑則)

第9条 この指針に定めるもののほか、研究費に関して必要な事項は、別に定める。

(指針の改廃)

第10条 この指針の改廃は、びわこ成蹊スポーツ大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この指針は、平成19年11月12日より施行する。